

港湾運送料金表

平成7(1995)年6月16日認可
平成7(1995)年6月24日実施

本表は国土交通省に届出した『港湾運送料金表』に基づき、届出書類に記載されている字句において、あきらかに変更を要する部分については、訂正しております。

日本海地区港運協会
伏木海陸運送株式会社

目 次

港湾荷役料金表 3

港湾荷役料金表(船内荷役料金) 10

港湾荷役料金表(沿岸荷役料金) 16

港湾荷役料金表(小型船荷役料金) 24

はしけ運送料金表 30

いかだ運送料金表 34

港湾荷役料金表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

適用港

富山県 伏木富山港

港湾荷役料金表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I料金の種額及び額

1.基本料金 (1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船←→上屋内 野積場内	接岸本船←→上屋前 野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	1,011	897	
		空	860	762	
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,503	1,368	
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		2,033	1,849	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	2,784	2,512	
		麻袋入りのもの	2,325	2,133	
	ペール物	葉 タバコ	2,031	1,815	
		その他のペール物	2,392	2,181	
	モーターサイクル		2,225	2,038	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,870	2,608	
	機械類(1個当り5トン以上のもの).完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		2,113	1,910	
	青 果 類		2,176	1,959	
有 姿 貨 物	タイヤ		1,970	1,809	
	巻取紙(内地産)		1,614	1,434	
	木 材	岸 壁 場 の 物 の	米 国 材 南 洋 材	1,520	1,356
			北 洋 材	1,954	1,798
		製 材	1,571	1,410	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		2,364	2,110	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の銅管含む)		2,254	2,046
		銅管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,918	1,739
	石 材		2,273	2,098	
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉱礫石(粉)		1,508	1,346	
	鉱礫石(塊)・特殊鉱礫石		2,159	1,950	
	砂 糖		2,062	1,899	
特 殊 貨 物	冷凍品		-----	4,131	
	冷蔵品		-----	3,070	

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2.割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役 日曜日・祝祭日荷役 雨天・雪天荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 日曜日・祝祭日における荷役 雨天・雪天時における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増 基本料金の1割増

3. 割引料金

(1)大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
 - ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
 - ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引
- (2)長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1)待機料金 (1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分から16時30分まで)	45,190	70,450	95,780	121,090	142,850
半夜(16時30分から21時30分まで)	70,300	109,590	148,990	188,370	222,220

(2)最低料金 (1口につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分から16時30分まで)	358,510	558,910	759,860	960,650	1,133,270
半夜(16時30分から21時30分まで)	358,510	558,910	759,860	960,650	1,133,270

5.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

6.消費税導入に伴う料金の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1)「接岸本船内-上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2)「接岸本船内-上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4.割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3)雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

イ)1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

ロ)3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

ハ)5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

イ)3ヶ月以上の長期契約があること

ロ)1か月間に2回以上の反復継続の引受があること

ハ)1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2)最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

㊟ 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引IIには適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看賞作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(難破船・特殊船の荷役・荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合 には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又 は、慣習によります。

港湾荷役料金表 (船内荷役料金)

適用港

富山県 伏木富山港

港湾荷役料金表(船内荷役料金)

I料金の種類及び額

1.基本料金 (1トンにつき単位円)

品 目		金 額			
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	461		
		空	392		
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		873		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,167		
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		1,503	
		麻袋入りのもの		1,437	
	べール物	葉 タバコ		1,002	
		その他のべール物		1,407	
	モーター サイクル		1,352		
	雑貨類・機械類(1個当り ⁵ トン未満のもの)		1,643		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,152		
青 果 類		1,154			
有 姿 貨 物	タイヤ		1,226		
	巻取紙(内地産)		746		
	木 材	水 落 しの もの	原 木		857
				米国材 南洋材	739
		岸 壁 揚 のもの	原 木	北洋材	1,237
			製 材		801
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)		1,153		
	鋼 材	一般 鋼材(口径12インチ未満の銅管含む)		1,273	
		銅管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,082	
	石 材		1,468		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礫石(粉)		734		
	鉍礫石(塊)・特殊鉍礫石		1,176		
	砂 糖		1,315		
特 殊 貨 物	冷 凍 品		2,949		
	冷 蔵 品		1,833		

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までそれぞれ適用します。

2.割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役 日一日・祝祭日荷役 雨天・雪天荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 日曜日・祝祭日における荷役 雨天・雪天時における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増 基本料金の1割増

3. 割引料金

(1)大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1)待機料金 (1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 から 16時30分 まで)	26,740	40,980	55,240	69,490	80,200
半夜(16時30分 から 21時30分 まで)	41,600	63,750	85,930	108,100	124,760

(2)最低料金 (1口につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5火)	18人～21人 (19.5人)	22人以上(22.5人)
昼間(8時30分 から 16時30分 まで)	212,140	325,110	438,240	551,290	636,250
半夜(16時30分 から 21時30分 まで)	212,140	325,110	438,240	551,290	636,250

5.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金 労働安定基金	(2) 各貨物(一律)1トンにつき 4円 各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

6.消費税導入に伴う料金の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業

(2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4.割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3)雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5.割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000ドノ未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2)最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取弓IIには適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3)基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれ期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

(4)消費税導入に伴う加算については

① 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(難破船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

適用港

富山県 伏木富山港

港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I料金の種類及び額

1.基本料金

接岸本船船側・はしけ内上屋・野積場内又は、上屋・野積場前 (1トンにつき単位円)

品 目				金 額		
				内←→上屋・野積場 内	内←→上屋前・野積 場前	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		603	483	
		空		513	410	
	ノックダウン自動車・完成車(重堡5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		709	567		
	パレタイズ貨物・バンパック・ バッグコンテナ・プレスリング		973	779		
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		1,427	1,141	
		麻袋入りのもの		1,010	808	
	ペール物	葉 タバコ		1,136	908	
		その他のペール物		1,111	889	
	モーター サイクル		990	793		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,378	1,102		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,072	858		
	青 果 類		1,136	908		
有 姿 貨 物	タイヤ			848	678	
	巻取紙(内地産)			953	763	
	木 材	岸壁揚の もの	原木	米国材 南洋材	861	688
				北洋材	820	656
			製 材		853	683
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)			1,335	1,068	
		一般	鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,100	881
	鋼	一般	鋼材(口径12インチ以上のもの)・コイル		937	749
石 材			925	740		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礫石(粉)			853	683	
	鉍礫石(塊)・特殊鉍礫石			1,097	877	
	砂 糖			855	684	
特 殊 貨 物	冷凍品			-----	1,399	
	冷蔵品			-----	1,399	

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2.割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役 日曜日・祝祭日荷役 雨天・雪天荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 日曜日・祝祭日における荷役 雨天・雪天時における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増 基本料金の1割増

3. 割引料金

(1)大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引

- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引
- (2)長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1)待機料金 (1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間(8時30分から16時30分まで)	18,450	29,470	40,540	51,600	62,650	73,710
半夜(16時30分から21時30分まで)	28,700	45,840	63,060	80,270	97,460	114,660

(2)最低料金 (1口につき単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間(8時30分 から 16時30分 まで)	146,370	233,800	321,620	409,360	497,020	584,770
半夜(16時30分 から 21時30分 まで)	146,370	233,800	321,620	409,360	497,020	584,770

(3)上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金 (1トンにつき単位円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,351
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,107
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,888

(4)看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5)仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6)はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7)上屋保管料金 (1日1トンにつき単位円)

貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	12	8
繊維原料類	51	39
青果	51	39
窯製品	62	51
その他の貨物	91	74

(注)1.公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2.コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3.定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金 労働安定基金	(2) 各貨物(一律)1トンにつき 4円 各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

6.消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1.適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2.作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1)「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ)接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2)「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ)接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3)雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
 - ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
 - ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。
- (2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6.諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2)最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3)上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金 本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

イ)上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

ロ)コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)にはい付けるまでの作業。

(4)看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5)仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6)はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7)上屋保管料金

イ)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

ロ)本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

ハ)本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7.消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8.料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1)計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3)基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれその期の料年に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

(4)消費税導入に伴う加算については

①運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

②上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9.その他

(1)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

適用港

富山県 伏木富山港

港湾荷役料金表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I料金の種類及び額

1.基本料金

(1)総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船内←→上屋 内・野積場内	接岸本船←→上屋 前・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	727	617	
		空	619	484	
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,264	1,162	
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,707	1,570	
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	2,320	2,119	
		麻袋入りのもの	1,969	1,827	
	ペール物	葉タバコ	1,678	1,517	
		その他のペール物	2,014	1,857	
	モーターサイクル		1,880	1,741	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,447	2,264	
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,763	1,612	
	青 果 類		1,811	1,649	
有 姿 貨 物	タイヤ		1,669	1,550	
	巻取紙(内地産)		1,150	989	
	木 材	岸壁揚のもの	原木 米国材 南洋材	1,253	1,132
			北洋材	1,660	1,544
		製 材	1,302	1,182	
	非鉄金属類(半製品・鋁鉄・地金)		1,950	1,762	
	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,599	1,501	
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,360	1,277	
	石 材		1,936	1,805	
	撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礫石(粉)		1,244	1,123
鉍礫石(塊)・特殊鉍礫石		1,801	1,646		
砂 糖		1,752	1,632		
特 殊 貨 物	冷凍品		-----	3,565	
	冷蔵品		-----	3,565	

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2)総トン数500トン未満の小型船内上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額			
			接岸本船内←→上屋 内・野積場内	接岸本船内←→上屋 前・野積場前		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	727	583		
		空	619	495		
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		855	684		
	パレタイズ貨物・バンパック・バググコンテナ・プレスリンヴ		1,173	940		
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,721	1,377		
		麻袋入りのもの	1,219	976		
	ペール物	葉 タバコ	1,371	1,096		
		その他のペール物	1,342	1,074		
	モーター サイクル		1,194	956		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,565	1,253		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,295	1,036		
	青 果 類		1,371	1,096		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,022	819		
	巻取紙(内地産)		1,150	921		
	木 材	岸壁揚の もの	原木	来国材 南洋材	1,039	832
				北洋材	989	791
		製 材		1,030	824	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,611	1,288		
	鋼 材	一般 鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,329	1,063	
		鋼管(口径1インチ以上のもの)・コイル		1,129	905	
石 材		1,116	892			
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍碓石(粉)		1,030	824		
	鉍碓石(塊)・特殊鉍碓石		1,323	1,058		
	砂 糖		1,031	824		
特 殊 貨 物	冷凍品		-----	1,689		
	冷蔵品		-----	1,689		

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2.割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷役 日曜日・祝祭日荷役 雨天・雪天荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 日曜日・祝祭日における荷役 雨天・雪天時における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増 基本料金の1割増

3.割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4.分担金等

(1)総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内令+上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金 労働安定基金	(2) 各貨物(一律)1トンにつき 8円 各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2)総トン数500トン未満上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金 (2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 4円 各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5.消費税導入に伴う料金の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1)総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。

(2)総トン数500トン未満の小型船の本船内令+上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし関連事業に係る行為は除きます。

(1)「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、はい付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2)「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内にある貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ 移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に 積込むまでの作業。

3.料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4.割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3)

雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を 適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取弓IIには適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1)計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米 をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

(3)基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれ期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

(4)消費税導入に伴う加算については

イ)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8.その他

(1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看賞作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ運送料金表

適用港

富山県 伏木富山港

はしけ運送料金表

I料金の種類及び額

1.基本料金 (1トンにつき単位円)

品 目	港湾内運送	
	通常の港湾内	特定地区間
		料金
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,117	1,302
撒貨物	1,009	1,193

特定区間

伏木・富山港 伏木港と城光寺橋以遠、富山港と岩瀬運河三又路上流、上野新と中島閘門及び中島閘門と船溜とします。

(注)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2.割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 輸 送 日曜日・祝祭日荷役	16時30分から21時30分までの間における輸送 日曜日・祝祭日における輸送	基本料金の4割増 基本料金の3割増

3.諸料金

(1)はしけ内荷捌料金 (1トンにつき単位円)

	料金
一般包装品	118
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撒貨物	59

(注) 1.本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき62円増とします。

2.冬期料金は12月1日から翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬季割増料率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

(2)滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき

料金	129円
----	------

(注)冬期料金は12月1日から翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬季割増料率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

(3)最低料金

1運送の引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

4.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5.消費税導入に伴う料金の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1.適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2.作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1)本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送狩野な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2)沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けされた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3.割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日運送割増

日曜日、祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4.諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

(2)滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日以内にはしけ運送が完了(はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数1トン1日につき所定の料金を適用します。

(3)最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5.消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6.料金の計算方

(1)料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2)消費税導入に伴う加算について

(イ)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

7.その他

(1)特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・アメ・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の研区別資材を使用した場合には、委託者と協議に上別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者の取極め又は、慣習によります。

いかだ運送料金表

適用港

富山県 伏木富山港

いかだ運送料金表

I料金の種額及び額

1.基本料金 (1トンにつき単位円)

品目		料金
原木	米国材	899
	南洋材	729
	新南洋材	905
	北洋材 (ニュージーランド・バイリング材含む)	1,108

(注)

- (1)夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。
 (2)筏に組んだ木材はを、水面貯木場より、掘出し指定河岸へ曳航する作業に係わる料金は、別に申し受けます。

2.割増料金

種別	内容	割増率
半 夜 輸 送 日曜日・祝祭日荷役 雨天・雪天荷役	16時30分から21時30分までの間における輸送 日曜日・祝祭日における輸送 雨天・雪天における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増 基本料金の1割増

3.待機料金 (1口1時間につき単位円)

昼夜区分	料金
昼間(8時30分から16時30分 まで)	25,280
半夜(16時30分から21時30分 まで)	39,320

(注) 1.冬期料金は12月1日から翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬季割増料率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

4.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1立法メートルにつき 3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1立法メートルにつき 3円09銭

5.消費税導入に伴う料金の加算

- (1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1.適用範囲

いかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

2.作業範囲

いかだ運送料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された材を筏組みし曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業ならびに当該筏組木材より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

3.割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2)日曜日・祝祭日運送割増

日曜日、祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

(3)雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

4.待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、又は天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5.消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6.料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1)割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(2)基本料金等について、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年の適用月数割合を乗じて得た金額を合算する。

(3)消費税導入に伴う加算について

(イ)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

7.その他

(1)特殊作業(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、沈木台取、台ハズシを伴う作業、棧積、棧崩しを伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3)沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者の取極め又は、慣習によります。